

仕 様 書 (1)

- 1 品名 冷暖房機（古市児童館）
- 2 数量 1 式（1 系統）
- 3 規格その他

(1) 機種 次の機器とする。

ダイキン 室内機 F X Y F P 4 5 N B 天井カセット型 1 台
(3 階 児童クラブ室)
室内機 F X Y F P 5 6 N B 天井カセット型 1 台
(3 階 ふれあいルーム)
室外機 R Q Y P 1 4 0 B C 1 台
室外機防振架台 K - K S V 3 3 5 H H B 1 台
パネル B Y C P 1 6 0 E A F 2 枚
リモコン B R C 1 G 4 2 台分

(動力 2 0 0 V ワイヤードリモコン)

ただし、事前に本市の了承を得た場合は、後継機種でも可とする。

※取付、設置及びこれに伴う電気工事を含む。

(2) 取付方法

- ① 室内機及び室外機の設置箇所は発注者の指示する場所に設置すること。
設置対象は、平成 20 年冷暖房機工事図面の「空調機機器表（4）」にある古市小学校児童館 D - 2 系統とし、対象機器について現在のビルトイン型から天井カセット型に変更して新規に設置する。
室内機は、専用取付金具等で強固に固定し設置すること。既存室内機は新規に設置する機器設置に支障がない限り天井内に残置してもよい。
機器の固定に使用するアンカーは、おねじアンカーとする。
室外機は、1 階駐車場北側室外機置場に設置されている既存室外機と交換して設置、固定すること。（既存の配管は再利用可）
- ② 室外機の防振架台は新品と交換すること。
- ③ 本工事で使用するアンカーはおねじアンカーとする（立管支持を除く）。
- ④ 既存機器を撤去したことにより生じた天井の欠損部分は、現状の天井材と同等品の材料を用いて適正に被覆・補修すること。
- ⑤ 冷媒管は既存のエアコンの配管を再利用し室外機に接続する。
- ⑥ 既存室外機は撤去・処分すること。既存室内機、室外機、配管等の設置痕などは適切に補修すること。
- ⑦ 室内機、室外機のドレン排水は、既存エアコンの配管を再利用して排水し、屋外のドレン配管も同様に既存の配管を再利用すること。
- ⑧ リモコンを指定する場所に設置すること。
- ⑨ 電源は、既存冷暖房機の配線を利用すること。
- ⑩ 原則として天井隠蔽配線とし、露出部分は管内配線とする。
- ⑪ 防災センター内にある集中リモコンに接続し、防災センターでも冷暖房機の入切、室温の変更を可能にすること。

(3) その他

① 見積書を提出しようとするものは、事前に現地を確認すること。

※ 現地確認の際は、古市児童館(082-831-5020)に連絡、訪問日時等を調整のうえで確認すること(開館時間:平日 13:00~18:30)。

不在の場合は安佐南区地域起こし推進課(082-831-4926)に問い合わせること。

② 現場において、上記仕様以外に付帯工事が必要な場合は、別途協議を行うこと。

③ 設置にあたっては、発注者の指示に従い、近隣に迷惑をかけないように配慮すること。

④ 工事の実施に当たっては、安佐南区役所地域起こし推進課及び古市児童館とその日程などについて事前に協議を行うこと。

⑤ 工事当日の工事用車両の駐車、その他工事内容に関し、施設管理者である安佐南区役所厚生部生活課(082-831-4939)にも説明を行い、事前に許可を受けること。

⑥ 冷暖房機には、運転リモコン、標準装備備品を含む。

⑦ 納品する製品は新品とし、メーカー発行の保証書を添付すること。

⑧ 機器設置後の不要物(梱包材等)については、回収し適切に処分すること。

⑨ 機器の取付が仕様書どおりとなっているか確認するため、各設置場所の施工写真を報告書(データ及び印刷物)として提出すること。

4 納入場所

古市児童館(安佐南区中須一丁目38-13 安佐南区総合福祉センター内)

5 納入期限

令和8年1月31日(土)までの、発注者の指定する日

納品にあたっては、発注者と協議、調整を行うこと。

6 納品検査

設置に際しては、児童館職員立会のうえ実施し、設置後は試運転を行い良好な状態で検査を受けること。また、児童館職員に対し、十分な取り扱い説明を行うこと。

7 保証

保証期間は、原則として本品検収後1年間とする。ただし、納入者(又は製造者)の責任に属する不良箇所が生じた場合は、期間を問わず無料で修理又は良品と取り替えるものとする。

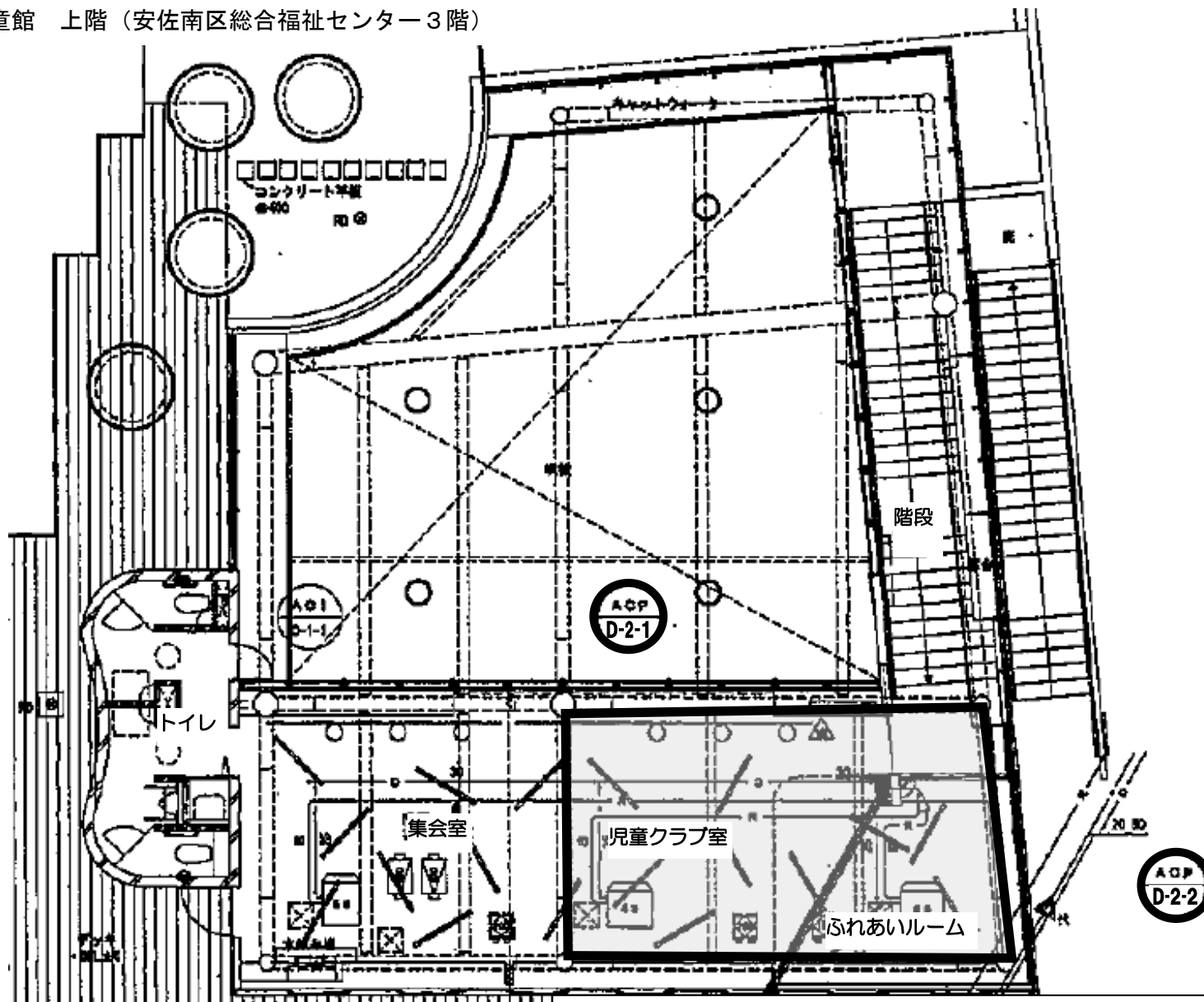
8 既設品の処分

既設物品の撤去、処分の際は、リサイクル法に基づく処理及び産業廃棄物・フロン回収破壊法に基づく処理を確実にを行い、リサイクル券の排出者控又は、産業廃棄物管理票やフロンガスの回収証明書等のマニフェスト(「E票の写し」まで)を発注者に提出すること。

9 その他

本件に関する疑義が生じた場合又はこの仕様に定めのない事項で必要な措置があれば、ただちに発注者に連絡し、協議のうえ決定するものとする。

古市児童館 上階（安佐南区総合福祉センター3階）



※ 詳細は、「平成 20 年冷暖房機工事図面」を参照すること。

仕 様 書 (2)

- 1 品名 冷暖房機 (長束児童館)
- 2 数量 2 式
- 3 規格その他

(1) 機種 次のいずれかとする。

三菱重工	FDEV1606H6S	天吊型
ダイキン	SZRH160BY	天吊型
三菱電機	PCZ-ERMP160K5	天吊型

(動力200V ワイヤードリモコン)

ただし、事前に本市の了承を得た場合は、後継機種でも可とする。

※取付、設置及びこれに伴う電気工事を含む。

(2) 取付方法

- ① 室内機及び室外機の設置箇所は発注者の指示する場所に設置すること。(別添図参照)
室内機は、既存室内機と交換し、専用取付金具等で強固に固定し設置すること。
その際使用するアンカーは、おねじアンカーとする。
室外機は、建物南側にある既存室外機と交換して設置、固定すること。
(既存の配管、配管化粧カバー、コンクリート製架台は再利用可)
- ② 本工事で使用するアンカーはおねじアンカーとする (立管支持を除く)。
- ③ 冷媒管は既存のエアコンの穴を利用して配管し、外壁に添わせ室外機に接続する。
- ④ 室内機と室外機をつなぐ配管について、配管に漏洩がないか耐圧試験を実施し、その報告書を提出すること。
- ⑤ 既存室内機、室外機は撤去・処分すること。既存室内機、室外機、配管等の設置痕なども適切に補修すること。
- ⑥ 室内機、室外機のドレン排水は、既存エアコンと同様に壁を添わせて配管する。
屋外のドレン配管は、既存のドレン管を再利用すること。
- ⑦ リモコンを指定する場所に設置すること。
- ⑧ 電源は、既存冷暖房機の配線を利用すること。
- ⑨ 原則として天井隠蔽配線とし、露出部分は管内配線とする。

(3) その他

- ① 見積書を提出しようとするものは、事前に現地を確認すること。
- ※ 現地確認する際は、長束児童館(082-238-6179)に連絡、訪問日時等を調整のうえで確認すること(開館時間:平日 13:00~18:30)。
- 不在の場合は安佐南区地域起こし推進課(082-831-4926)に問い合わせること。
- ② 現場において、上記仕様以外に付帯工事が必要な場合は、別途協議を行うこと。
 - ③ 設置にあたっては、発注者の指示に従い、学校及び近隣に迷惑をかけないように配慮すること。
 - ④ 工事の実施に当たっては、安佐南区役所地域起こし推進課及び長束児童館とその日程などについて事前に協議を行うこと。

- ⑤ 工事当日、工事用車両を駐車する場合は、事前に長束児童館を通して長束小学校の許可を受けること。
- ⑥ 冷暖房機には、運転リモコン、標準装備品を含む。
- ⑦ 納品する製品は新品とし、メーカー発行の保証書を添付すること。
- ⑧ 機器設置後の不要物（梱包材等）については、回収し適切に処分すること。
- ⑨ 機器の取付が仕様書どおりとなっているか確認するため、各設置場所の施工写真を報告書（データ及び印刷物）として提出すること。

4 納入場所

長束児童館教室クラス（安佐南区長束四丁目15-1 長束小学校内）

5 納入期限

令和8年1月31日までの、発注者の指定する日
納品にあたっては、発注者と協議、調整を行うこと。

6 納品検査

設置に際しては、児童館職員立会のうえ実施し、設置後は試運転を行い良好な状態で検査を受けること。また、児童館職員に対し、十分な取り扱い説明を行うこと。

7 保証

保証期間は、原則として本品検収後1年間とする。ただし、納入者（又は製造者）の責任に属する不良箇所が生じた場合は、期間を問わず無料で修理又は良品と取り替えるものとする。

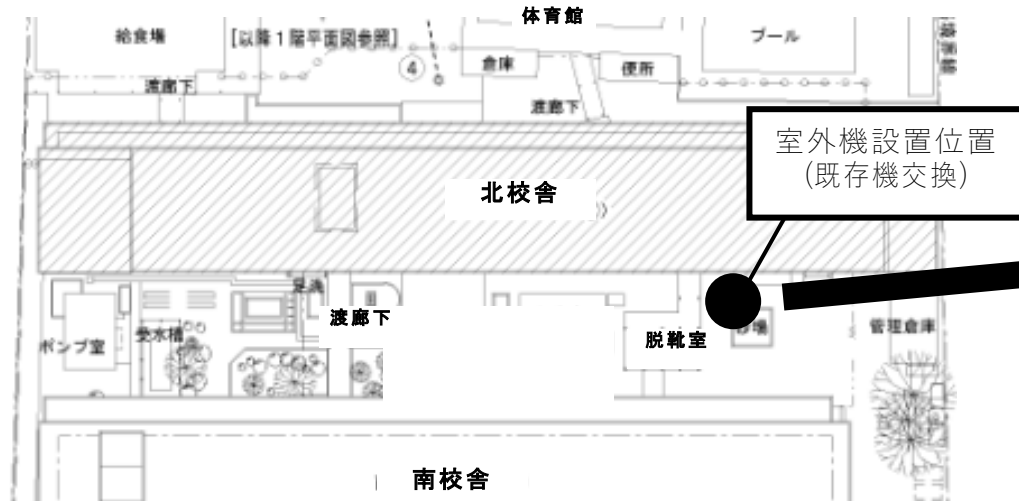
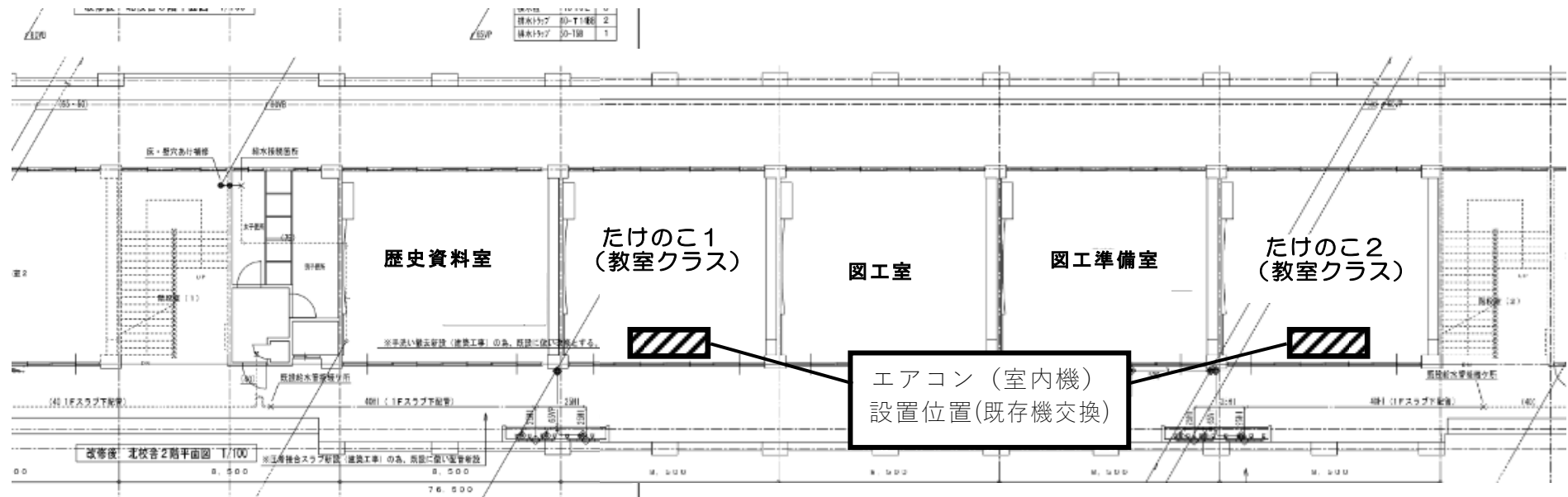
8 既設品の処分

既設物品の撤去、処分の際は、リサイクル法に基づく処理及び産業廃棄物・フロン回収破壊法に基づく処理を確実に行之、リサイクル券の排出者控又は、産業廃棄物管理票やフロンガスの回収証明書等のマニフェスト（「E票の写し」まで）を発注者に提出すること。

9 その他

本件に関する疑義が生じた場合又はこの仕様に定めのない事項で必要な措置があれば、ただちに発注者に連絡し、協議のうえ決定するものとする。

長東児童館教室クラス（長東小学校北校舎 2 階）



< 室外機置場 詳細 >

